

一般財団法人ロートこどもみらい財団 理事職務権限規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「本財団」という。）定款第28条の規定に基づく理事の職務執行にあたり、その職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条（法令等の順守）

理事は、法令、定款及び本財団が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本財団の目的の達成に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条（理事）

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本財団の業務の執行の決定に参画する。

第4条（代表理事）

代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本財団を代表し、その職務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第5条（業務執行理事）

- 1 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 代表理事を補佐し、本財団の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 業務執行理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事の職務を執行する。

第3章 補則

第6条（細則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

1. 代表理事

事業計画・予算案の作成、事業報告・決算案の作成、人事・給与制度の立案、事務局職員の任罷、契約の締結、支出の決済、文書の発簡、渉外に関する事項、催事への主催者としての参加

2. 業務執行理事

渉外に関する事項、支出の決済、事業計画・予算案の作成、事業報告・決算案の作成、催事への主催者としての参加、外部機関との連絡調整

2021年10月25日施行